

# ○津山工業高等専門学校水泳プール使用規程

〔 昭和42年6月1日  
規 程 第 1 5 号 〕

改正 昭和46年4月1日規程第10号 平成13年4月1日規程第16号  
平成16年3月19日規程第12号 平成18年4月1日規程第50号

**第1条** 津山工業高等専門学校水泳プール（以下プールという。）は、本校学生の正課及び課外活動に使用することを目的とする。

**第2条** プールは、学生課がこれを管理する。

**第3条** プールは、原則として本校学生及び教職員以外の使用は認めない。

**第4条** プールの使用を希望する者（正課又は課外活動を除く。）は、事前に学生課学生生活係に願い出て、その許可を受けなければならない。

**第5条** プールの使用時間及び期間は、原則として次のとおりとする。

使用期間 4月1日から10月31日まで

使用時間 8時30分から19時まで

**第6条** 前条に規定する期間、時間内でも不相当と思われる場合は、使用を禁止することがある。

**第7条** 次に該当する者は、プールの使用を禁止する。

(1) 結核性疾患

(2) 急性疾患

(3) 慢性疾患

ア 循環器疾患（弁膜症，高血圧，貧血症）

イ 脚 気

ウ 腎 炎

エ てんかん

オ 病 後

カ 眼 病（結膜炎，トラホーム等）

キ 耳鼻の疾患

ク 皮膚疾患

**第8条** プール使用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 使用前は、必ずシャワーで身体を洗い、準備運動を行うこと。
- (2) 水着は、本校指定の水泳用のものを使用すること。
- (3) プール内での「たん」、「つば」等は、オーバーフローに吐くこと。
- (4) プール内での事故が起きた場合は、直ちに臨機の処置をとるとともに、体育  
教員、指導教員又は学生課学生生活係に報告し、その指示に従うこと。

#### **附 則**

この規程は、昭和42年6月1日から施行する。

#### **附 則**（昭和46年4月1日規程第10号）

この規程は、昭和46年4月1日から施行する。

#### **附 則**（平成13年3月30日規程第16号）

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

#### **附 則**（平成16年4月1日規程第12号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

#### **附 則**（平成18年4月1日規程第50号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。